

神戸市はり紙、はり札、立看板除却要綱施行細則

この施行細則は、神戸市はり紙、はり札、立看板除却要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、地域団体が違法物件の除却を行う場合の手続きを定める。

（当初の申込）

第1条 違法物件の除却を希望する地域団体は、はり紙、はり札、立看板除却の協定団体申込書兼計画書を建設局又はみなと総局（以下「主管局」という。）に提出する。

（協定書の締結）

第2条 市長は、申込のあった地域団体を適当と認めた場合は、当該団体と違法物件の除却に関する協定書を締結する。

2 地域団体の活動実施範囲が主管局をまたがる場合は、原則として、建設局が主体になり協定書を締結する。

（協定期間、協定期間の更新）

第3条 前条で締結する協定書の有効期間は、協定締結日からその日の属する年度の末日までとする。

2 市長及び協定団体とも異議のない場合は、さらに1年間延長したものとし、以後もまた同様とする。

（除却活動の実施範囲）

第4条 除却活動の実施範囲は協定書で締結する範囲とする。

（除却活動時の遵守事項）

第5条 協定団体は以下の事項を遵守し、除却活動を実施する。

(1) 公平性、平等性に留意し、恣意的にならないようにしなければならない。

(2) 市長が交付する証明書、腕章を携帯する。

（除却活動の指示、報告）

第6条 市長は、協定団体の除却活動の実施にあたり必要な事項について指示することができる。

2 協定団体は、年度末に当該年度の除却活動の実績を報告する。

（除却物件の処置）

第7条 除却した物件は、原則として協定団体が処分する。

（見舞金の給付）

第8条 協定団体は除却活動に際して事故が発生したときは直ちに市長に報告する。

2 市長は前項の報告を受けたときは、神戸市市民活動傷害等見舞金給付要綱（昭和62年2月27日市長決定）に基づき給付を行う。但し、以下の場合はこの限りではない。

(1) 要綱第2条に規定する対象物件以外のものを除却した場合

(2) 要綱第3条に規定する施設以外の場所において除却活動をした場合

(3) 第5条(1)の規定に違反し、公平性、平等性に欠け、恣意的に除却した場合

(紛争の解決)

第9条 協定団体は除却活動に際して第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに市長に報告する。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置をとらなければならない。但し、第8条第2項の各号に定める場合はこの限りではない。

(損害賠償への対応)

第10条 協定団体は除却活動に際して第三者から損害賠償などの請求があったときは、直ちに市長に報告する。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置をとらなければならない。但し、第8条第2項の各号に定める場合はこの限りではない。

(除却活動に係る費用負担)

第11条 除却活動に要した費用は、協定団体が負担する。

(協定書等の様式)

第12条 次の各号に掲げる協定書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---|-------|
| (1) はり紙， はり札， 立看板除却の協定団体申込書兼計画書 (第1条関係) | 様式第1号 |
| (2) 協定書 (第2条第1項関係) | 様式第2号 |
| (3)－1 証明書 (第5条(2)関係) | 様式第3号 |
| －2 腕章 (第5条(2)関係) | 様式第4号 |
| (4) 平成 年度違法物件除却件数 (報告) 並びに平成 年度協定期間の更新
について (第6条第2項関係) | 様式第5号 |

(施行細目の委任)

第13条 この施行細目の施行に必要な事項は、主管局長が協議して定める。